

令和８年度くにさき&きつき&ひじ
企業紹介・就職フェア企画運営業務
委託公募型プロポーザル実施要領

令和８年６月

国東市観光・地域産業創造課

目 次

1	趣旨	1
2	委託する業務内容等	1
3	選定の概要	1
4	参加資格	2
5	提出書類及び提出期限	2
6	質問の受付及び回答	4
7	選定方法	4
8	受託候補者の選定	5
9	審査結果の通知及び公表	6
10	契約の締結	6
11	失格事項	6
12	その他	6
13	問い合わせ先及び書類の提出先	7

1 趣旨

本事業は、高校生のほか大学生や専門学校生などの学生や転職希望者、求職者等（以下「対象者」という。）に対して、国東市、杵築市及び日出町（以下、「3市町」という。）の企業の認知度を高めることにより、就労先の選択肢を増やすほか、企業の人材確保並びに3市町への定住促進を図ることを目的とする。

対象者が参加したいと思う魅力的なイベントを実施し、より多くの集客を図るにあたっては、情報発信等の幅広い知識やノウハウ、円滑な事業実施に向けた体制等高い専門性を有する事業者が必要とされるため、プロポーザル方式（※）による参加申込者提案の中から契約候補者を選定する。

本要領は、「令和8年度くにさき&きつき&ひじ企業紹介・就職フェア企画運営業務委託契約候補者選定に係るプロポーザル」の実施及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※もっとも優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、契約候補者の提案内容を踏まえた仕様書を別途調製の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 委託する業務内容等

- (1) 業 務 名 令和8年度くにさき&きつき&ひじ企業紹介・就職フェア企画運営業務
- (2) 業 務 内 容 別紙「令和8年度くにさき&きつき&ひじ企業紹介・就職フェア企画運営業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案上限額 5,358,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
※経費の見積額が契約上限金額を超過した場合は、失格とする。

3 選定の概要

- (1) 発注者及び担当課
 - ① 発注者 国東市
 - ② 担当課 国東市観光・地域産業創造課
 - 住 所 〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地
 - 電 話 0978-72-5183 ファックス 0978-72-5182
 - E-mail sosei@city.kunisaki.lg.jp
- (2) 選定方法
公募型プロポーザル方式で選定する。提出書類等を元にプレゼンテーションを行い、最優秀者及び次点者を選定する。
- (3) 主なスケジュール

内容	日時
実施要領の公表	令和8年6月26日（金）
質問の受付	令和8年7月13日（月）17時までに電子メールにて受付
質問への回答	令和8年7月15日（水）17時までにホームページに掲載
プロポーザル参加申込書の提出	令和8年7月17日（金） 17時必着

参加資格審査	令和 8 年 7 月 21 日（火）15 時までに電子メールにて回答
提案書等応募書類の提出	参加承認日から令和 8 年 7 月 24 日（金）17 時必着
プレゼンテーション（選考会）	令和 8 年 7 月 29 日（水） 予定
選定結果通知	令和 8 年 7 月 30 日（木） 予定

4 参加資格

次の要件をすべて満たしていることを条件とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２）国東市から「国東市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （３）民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていないこと。（再生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- （４）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされていないこと。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- （５）国税及び地方税の滞納がないこと。
- （６）次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- （７）同種業務又は類似業務の実施実績を有していること。

5 提出書類及び提出期限

（１）プロポーザル参加申込書

- ① 提出期限 令和 8 年 7 月 17 日（金） 17 時【必着】
- ② 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留又は選定記録郵便に限る。）
- ③ 提出先 〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地
国東市役所観光・地域産業創造課
- ④ 提出物
参加を希望する者は、次の提出書類を郵送又は持参により提出すること。
ア)プロポーザル参加申込書（様式第 1 号）
イ)会社概要がわかる資料
ウ)業務経歴書（様式第 2 号）

エ)申請者が法人である場合は履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本の写し、個人である場合は代表者の身分証明書又は外国人登録原票記載事項証明書の写し・・・1部

オ)納税・完納証明書

- ・国税納税証明書（写し可：申請者が法人である場合は法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明（その3の3）、個人である場合は所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明（その3の2）・・・1部
- ・市税完納証明書（原本のみ：国東市内に本店又は支店等がある場合は必要）申請者が法人である場合は法人に係る市税完納証明書、個人である場合は代表者の市税完納証明書・・・1部

※国東市令和8年度物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格を有する者は、上記エ及びオに掲げる書類を省略することができる。

(2) 提案書等

- ① 受付期間 令和8年7月24日（金）17時【必着】
- ② 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留郵便に限る。）
- ③ 提出先 5（1）③の提出先と同じ
- ④ 提出物

ア) 提案書（様式第3号）

正本・・・1部

副本・・・8部

注1) 提案書類の規格等

- ・提案書の形式は、A4版・片綴じ・横書き・両面印刷とし、統一した綴じ方によりページ番号を付与すること。
- ・様式等が示されたものは、その様式を用い作成すること。
- ・様式第3号の提案書を除き、業務の実施体制・経費の見積書を含め21ページ以内とする。必要に応じてA3版を使用する場合は2ページ扱いとする。
- ・提案書は1事業者につき、1案とする。
- ・各種提出書類に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。
- ・記述内容については、専門的知識を有しない者に対する配慮をし、専門用語や略語等においては、注釈をつけるなどの配慮をすること。

注2) 提案書の構成

・提案書（表紙）

・企画提案書

企画のコンセプト、時期、期待される効果等、目的を達成するために実施する取り組み内容がわかるよう具体的に記載すること。

・幅広い層の誘客のための工夫などのコンセプト等を記載すること。

イ) 業務の実施体制（様式第4号）

- ・仕様書の業務内容に基づき、それを実現するための方法・メンバー構成・スケジュールを記載すること。
- ・再委託等の有無及び予定について、記載すること。

ウ) 配置予定者調書（様式第 5 号）

- ・業務体制を構成するメンバーで、事業責任者については（様式第 5-1 号）、担当者については（様式第 5-2 号）に記載すること。

エ) 経費の見積書（様式第 6 号）

- ・積算根拠が分かるように提案する内容の項目ごとに事業実施に必要な事業経費を記載すること。

注 1) 経費の見積書は、税抜価格を記載すること。

オ) 提出物の共通事項

注 1) 上記アからウのデータファイルを CD-R にて 1 部提出すること。

注 2) 上記アからウは、WORD 及び EXCEL 又は PPT で作成し PDF データとすること。

注 3) 様式に記載されている内容に従い記入すること。

(3) 注意事項

- ①提出後の提案書等の変更、差し替えは認めない。
- ②提案書等を許可なく他に公表、貸与、使用しないこと。

(4) その他

プロポーザル提案意向申請書又は提案書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式任意）を提出すること。

6 質問の受付及び回答

実施要領、仕様書等に関して質問がある場合には以下の要領で質問書を提出すること。

- (1) 受付期間 令和 8 年 6 月 26 日（金）～7 月 13 日（月）17 時【必着】
- (2) 提出方法

質問書（様式第 7 号）を電子メール又は FAX により次の宛先まで送信した後、送信した旨の電話連絡を観光・地域産業創造課（担当：福田）まで行うこと。

宛先 ・E-mail : sosei@city.kunisaki.lg.jp
・FAX : 0978-72-5182
・電話 : 0978-72-5183
・受付時間 : 8:30～17:00

- (3) 回答方法

質問への回答は、令和 8 年 7 月 15 日（水）17 時までに関東市ホームページに掲載することとする。

7 選考方法

令和 8 年度くにさき&きつき&ひじ企業紹介・就職フェア企画運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案内容について審査を行い、選定基準に基づく評価及び事業の最優秀提案者の選定を行う。

ただし、実施要領 2～5（1）の要件を満たしていない場合には、その提案書は審査から除外し、7 月 21 日（火）までに参加者に連絡し、最終的に参加資格審査結果通知書（様式第 8 号）を送付する。

- (1) プレゼンテーション審査の実施

- ① 実施日時等

日時及び場所は、提案書受付後に別途通知する。プレゼンテーションは、業務担当者からの提案書についての説明（30 分）の後、質疑応答（20 分）を行う。なお、説明前、質疑応答後に準備・片付けとして各 5 分設ける。（1 者の所要時間は計約 55 分程度）

② 出席者

業務担当者含め 3 名までの同席を認める。

説明は、主たる業務担当者が行う。

③ 説明資料等

プレゼンテーション時に新たな資料の提示は認めない。ただし、提案書に記載された図表等の拡大や、提案書の記載内容を整理した資料の提示及びプロジェクターでの投影（パソコン使用）は認める。

プロジェクターを使用する場合、パソコン及びデータは事前に会場に持参し、ヒアリング前に準備すること。（準備時間を超える場合は、説明時間を短縮することがある。）

プロジェクター及びスクリーンは事務局で用意する。

8 受託候補者の選定

（1 審査委員会を設置し、提案書の審査により受託候補者の選定を行う。

（2）審査について

受託候補者の選定にあたり、以下の内容に基づき審査を行う。

①受託候補者の選定方法

提案書等について、委員会で定める採点方法によって得られた評価点数の最も高いものと本件業務の契約交渉を行う。契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。

②審査項目及び配点

審査は、100 点を満点とし、次のように審査項目等に配点する。

審査項目	審査基準	配点
①業務実施体制	業務を安定的に実施することができる体制や、サポート体制が整っているか。	10
②同種・類似業務の実績	これまでの実績から効率的、かつ効果的な業務を行い、成果をあげることが期待できるか。	10
③業務等への理解度・考え方	業務を請け負うにあたり、業務への理解度と仕様について熟知しているか。	30
④企画提案の内容	仕様書を踏まえ創意工夫された内容や目的に沿った計画で効果が期待できるか。	40
⑤スケジュール計画	効率的、かつ確実に履行できるスケジュールになっているか。	5
⑥見積金額	経済的効率性が高く、最適な予算配分となっているか。	5
評価点数は以下のとおり		

【評価】極めて優秀：配点×1.0　優秀：配点×0.8　普通：配点×0.6
やや劣：配点×0.4　劣：配点×0.2

※各審査委員が審査項目①～⑥について審査及び評価を行う。

※審査員の平均評価点数が60点未満の場合は選定の対象としない。

※評価点数の最も高い者が複数ある場合は、審査委員会の議決により選定する。

9 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、提案者全員に対し結果通知書により通知する。
- (2) 受託候補者に選定されなかった者は、結果通知書を受領した日の翌日から起算して7日以内にその理由について書面により説明を求めることができる。
- (3) 審査結果に関し、選定されなかった理由以外のいかなる問い合わせにも応じない。
- (4) 審査結果に対する異議は、一切受け付けない。
- (5) 審査結果については、国東市ホームページにより公表する。

10 契約の締結

- (1) 本業務の目的を達成するため、提案書に記載された内容を元に評価した結果をもって、受託候補者を選定し、本業務の契約を締結する。従って、受託候補者の選定をもって、提案書の記載された全内容を承認するものではない。
- (2) 審査結果に基づいて受託候補者と、業務の内容や工程を協議し、仕様書の内容を確定し、当市の承認を得ることとする。このとき、提案書に虚偽の記載が判明した場合は、受託候補者としての権利を失う。その際は、次点者と交渉を行う。

11 失格事項

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、委員会において審査の上、失格とする。

- (1) 実施要領4の参加資格要件の規定に該当しない場合
- (2) 提出期限までに提案書等が提出されない場合
- (3) 提出資料等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他、提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

12 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費、その他企画提案の参加に要する全ての経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類は、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、書類の複製、保存等を行う。その他の目的では使用しない。
- (4) 提案者は、本業務において知り得た情報を目的以外に使用したり、第三者に提

供してはならない。

13 問い合わせ先及び書類の提出先

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川 149 番地（市役所 2 階）

国東市役所観光・地域産業創造課 担当：福田、藤原

T E L : 0978 - 72 - 5183（直通）

F A X : 0978 - 72 - 5182

E メールアドレス : sosei@city.kunisaki.lg.jp